

令和7年6月定例会 政策総務常任委員会会議録	
招 集 月 日	令和7年6月19日（木）
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和7年6月19日（木） 午前 9時03分
散 会 日 時	令和7年6月19日（木） 午後 1時54分
委 員 長	川 崎 葉 子
委員会出席委員	諏 訪 三 津 枝
委 員 長	川 崎 葉 子
副 委 員 長	坂 本 国 広
委 員	金 澤 孝 太 郎 金 子 雄 一 矢 島 洋 文 小 泉 晋 史
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 5 5 号	鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 5 6 号	鴻巣市議会議員及び鴻巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 5 7 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 5 8 号	鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 5 9 号	鴻巣市税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6 3 号	令和 7 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
議請第 1 号	国に対し「インボイス制度を廃止することを求める意見書」の提出を求める請願書	不採択

委員会執行部出席者

(市長政策室)

市長政策室長 藤崎 秀也

市長政策室副室長 小川 裕子

市長政策室長参事兼

秘書課長 中山 浩一

総合政策課長 吉野 智和

(総務部)

総務部長 関根 正

総務部副部長 中根 哲

総務部参事兼

契約検査課長 小倉 英樹

総務部参事兼

やさしさ支援課長 高橋 和久

総務課長 遠藤 美穂

職員課長 小林 健介

ICT 推進課長 松本 康治

総務課副参事 藤平 健司

(財務部)

財務部長 鈴木 誠司

財務部副部長 原口 佳之

財務部参事兼

財政課長 富田 真久

資産管理課長 秋元 宏康

税務課長 野口 豊和

収税対策課長 川又 敦子

資産管理課副参事 山岸 晃

会計管理者 矢澤 欣子

参事兼会計課長 佐々木 志万子

監査委員事務局長 服部 和代

吹上支所長 戸ヶ崎 徹

川里支所長 山縣 一公

書 記 國島 清文

書 記 大谷 直樹

（開会 午前 9 時 0 3 分）

（委員長）ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。金澤孝太郎委員と金子雄一委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第55号 鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第56号 鴻巣市議会議員及び鴻巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、議案第57号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第58号 鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例、議案第59号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例、議案第63号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分、議請第1号 国に対し「インボイス制度を廃止することを求める意見書」の提出を求める請願書の議案6件及び請願1件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議会先例のナンバー46―6、「常任委員会の審査の方法は、議案・予算・請願の順序で審査するのが例である」ということから、初めに議案について、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、議案第63号については、ページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

次に、議請第1号については、直接関係のない執行部の退席後、審査の必要から、紹介議員として諏訪三津枝議員の説明を聞き、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

（異議なし）

（委員長）ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第55号 鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

（総務課長）それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第55号 鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

これは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、略して執行経費基準法とさせていただきますが、この執行経費基準法の一部改正により、最近における物価の変動等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で市町村に交付するものの基準が改正され、選挙長等の費用弁償の額が引き上げられたことを踏まえ、執行経費基準法で定める基準額より条例で定める報酬額が下回っているものについて、執行経費基準法で定める額に引き上げるものです。報酬の引上げ額につきましては、選挙長及び開票管理者につきましては1万2,000円から200円引き上げ1万2,200円に、選挙立会人及び開票立会人につきましては9,700円から400円引き上げ1万100円とするものです。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（矢島）それでは、議案第55号について質疑を行います。

初めに、この特別職の職員で非常勤のものの報酬に関して、これまでの報酬改定の経緯についてをお伺いをいたします。

それと、選挙事務関係で、今回報酬の改定をした職と改定をしない職がある場合については、どの職が改定をして、どの職が改定をしなかったのかということについて、理由も含めてお伺いします。

（総務課長）これまでの報酬改定の経緯ということでございますけれど

も、選挙関係の報酬額の改正ですが、昭和53年の本条例の制定以後、平成8年までは、議員や特別職の報酬改定、人事院勧告に基づく一般職給与の改定等を総合的に勘案し、非常勤特別職の報酬についても増額の改正がされてきました。平成10年には投票時間が2時間延長されたことに伴う改正が行われまして、平成15年には、期日前投票が始まったことに伴い、期日前投票管理者及び期日前投票立会人報酬の新設が行われました。平成17年には、市の厳しい財政状況を考慮し、特別職を含め非常勤特別職の報酬額の減額等の見直しを行いました。それ以降は選挙関係の報酬額の改正は行っておりません。

次に、今回改定した職と改定しない職があるということについてのご質問ですが、今回改正した職につきましては、執行経費基準法の一部改正により、選挙長の費用弁償額が引き上げられ、本市の条例で規定している選挙長、開票管理者、選挙立会人、開票立会人の報酬額が執行経費基準法の基準額を下回るため、執行経費基準法の改正額に合わせ、引き上げるものです。今回改正しない職である投票管理者、投票立会人、期日前投票管理者、期日前投票立会人については、本市の報酬額が執行経費基準法の改正後の基準額よりも上回っているため、改正を行わず据置きとするものです。

以上です。

（矢島） それでは、この基準法と同等の報酬を定めている県内の自治体についてはどの程度あるのか。それから、今後もこの基準法に合わせた報酬改定を実施していくのか、それともやっぱり市独自で報酬については、時の情勢を見定めて改定をする、しないを判断していくのか、その2点についてお伺いします。

（総務課長） 県内で基準法と同等の報酬を定めている自治体についてですが、県内40の市のうち23市となっております。近隣では、上尾市、桶川市、北本市、熊谷市、久喜市、加須市が執行経費基準法と同額を定めているところです。

今後についてですけれども、執行経費基準法の改正により基準額の見直しが行われた際は、執行経費基準法の基準額に準じて報酬の改正を行っ

ていきたいと考えております。

なお、今回の条例改正と同様に、執行経費基準法の基準額と比べ市の報酬額が下回る場合に、執行経費基準法に準じて報酬の改正を行う方向で考えております。

以上です。

（矢島）ということは、市の独自の判断ということではなくて、基準法に従った形で報酬改定のほうは行っていくということで、市の自主性というのが保たれるのかどうかということと、あくまでも基準法のレベルであって、義務規定ではないわけなので、市が独自に報酬を定めてもいいのではないかと、まして基準法を上回っている報酬を支払っている職があるとすれば、それを例えば下げる選択肢はなかったのか、もしくは今回上げないという選択肢はなかったのかを1つ伺います。

それから、もう一点なのですけれども、施行日を公布の日とした理由について伺います。

以上です。

（総務課長）これまで選挙に係る報酬額については執行経費基準法の基準額を上回っておりましたが、今回、執行経費基準法の改正により、初めて執行経費基準法の基準額を下回る職が出てきました。今回の報酬額の改正において、矢島委員がおっしゃっているように、報酬を上げずに据置きをするという案、それから執行経費基準法と同じように全く合わせてしまっ、低いものは高く、高いものは下げるというような案、それから今回提案しております、下回っているものを上げるというような案、いろいろ考えさせていただいたところではあるのですけれども、今までの職で市のほうで上がって、基準法より高いものがあるという市の独自のことを考えたときに、それを基準法に全く合わせるというのもまたちょっと違うかなというところで、今回国のほうの基準が最近の物価高の変動を考慮し、選挙の円滑な執行を図るために行われているというところから、鴻巣市のほうで下回ってしまった職のみを上げるということで考えさせていただきました。また、近隣の市において状況を調べたときに、執行経費基準法と同額を定めているところが多かったこと

から、今回下回るもののみ基準額と同額に引き上げるということにさせていたいただいたものとなっております。

次に、施行日を公布の日とした理由についてなのですが、今回の一部改正条例の経過措置として、附則の第2項に規定をしておりますが、改正後の報酬額の規定は、この条例の施行日以後に期日を公示される選挙に適用することとさせていただいています。現在、7月に参議院議員通常選挙が執行される予定ですが、選挙期日が7月の20日となった場合は、その公示日は7月3日となります。改正後の報酬額をこの参議院議員通常選挙から適用させたいことから、施行日を公布の日とさせていただいたものとなっております。

以上です。

（金澤）おはようございます。今日からよろしく申し上げます。個人的にちょっと耳が遠くなったので、答弁のときちょっと大きい声でしゃべってください。よろしく申し上げます。

まず、第55号でございます。この条例の一部改正、これは最近の物価高の変動や、結局選挙等の執行状況を考慮して、経費の基準に関する法律の一部改正ということで、選挙の基準額の見直しというのかな、それで選挙長、開票管理者、選挙立会人、開票立会人の報酬の引上げという形にする一部改正でございますが、初歩的に根本的な質問になってしまうのですが、特別職の非常勤の定義というのはどういうふうになっているのかなと。いわゆるどのような職員が非常勤職員とみなされるのか、その辺ちょっと教えてもらえますか。

（総務課長）特別職の非常勤職員は、地方公務員法第3条第3項に規定をされております。地方公務員法第3条第3項第1号では、就任について公選または地方公共団体の議会の選挙、議決もしくは同意によることを必要とする職で、例えば教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員など、行政委員会の委員があります。

第2号は、法令または条例、地方公共団体の規則などにより設けられた委員及び委員会の職で、例えばスポーツ推進委員、行政不服審査会委員、介護認定審査会委員、学校運営協議会委員などがあります。

第3号では、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職で、専門的な知識経験または識見を有する者が就く職であって、その知識経験または識見に基づき、助言、調査、診断などを行う職で、産業医、学校嘱託医、嘱託薬剤師などがあります。

第3号の2は、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人などがあります。

以上です。

（金澤）今答弁いただきまして、ありがとうございました。それで、今回は基準額の見直しの中で選挙の部分だけなのですが、仮に選挙以外で非常勤職員の基準の見直しが必要だよという報酬等の見直しがあるかもしれないのだけれども、その辺は執行部のほうはつかんでいるのですか。あくまでもまだ選挙のこの関係だけですか。

（総務課長）今回は選挙の関係するものということでお願いしております。

（金澤）いや、だから選挙ではなくて、ほかのものでも見直しが図られそうだとか、そういう情報等は入っているのですか。

（総務課長）現在のところは入っておりません。

（金澤）仮にこの非常勤職員の報酬並びに費用弁償、私は要らないよと、放棄したいといった場合には、それは可能ですか。

（総務課長）非常勤特別職の報酬並びに費用弁償を放棄することは可能です。ただし、議員の皆様が非常勤特別職を兼職し、報酬を支給されていることとされているような場合には、公職選挙法上の公職の候補者等の寄附の禁止に抵触いたしますので、自らの意思に基づき報酬の請求権を放棄することはできないとなっております。

以上です。

（金澤）よく分かりました。

次に、特別職の非常勤職員は、よく地方公務員法というのがありますよね。この地方公務員法に適用されるのか、されないのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいのですが。

（総務課長）地方公務員法の第4条第2項に、地方公務員法の規定は、

法律に特別の定めがある場合を除くほか、特別職に属する地方公務員には適用しないと規定されておりますので、地方公務員法の適用はございません。

（金澤）地方公務員法の適用はないのですね。

（総務課長）法律に特別の定めがないもののほかということで、ちょっと例外はあるのですけれども、地方公務員法は適用はされません。以上です。

（金子）何点か質問いたします。

先ほどのお話の中で、物価高ということで、高騰とかを考慮してということでございますけれども、多分これ国の基準なので、あまり根拠とかは分からないかなとは思っておりますけれども、単純に1万2,000円は200円と。200円の根拠ということは難しいかなと思っておりますけれども、それと9,700円が1万100円ということで400円ということで考えると、この根拠的なものが分かればお示しいただければと思います。

（総務課長）執行経費基準法の改正額と比べたときということですので、国の基準法というか、物価高でどれくらい影響があったかというようなことは、大変申し訳ございません、分からない状況です。以上です。

（金子）分かりました。

次に、先ほど説明していただいた中で、やはり基準を下回るものと上回るものということであると。今回については、基準に下回ったものについて合わせると。合わせることが妥当なのかどうか。あと、基準以上のものがそのままということで、これについては問題とかは生じる可能性はないのかどうかお聞きいたします。

（総務課長）近隣市の状況などを見ますと、基準法の額と同額と設定しているところが多いこと、それから国のほうで現状の日本の経済状況を鑑みまして基準額を設定しているということから、基準額に合わせる、下回っているものを同額に合わせるというものは妥当だと考えております。

ただし、今まで上回っているものがあるということで、これまでの選挙

でその報酬額で務めていただいておりますので、それを下げる、同じような仕事をしていただいているのに、その額を下げるという選択肢は考えることができませんでした。

以上です。

（金子）先ほどの説明の中でも、40市の中で23市ですか、が今回そういうふうな改定したということでございますけれども、逆に、ほかの市はどのようなふうな理由で改定をしていないのかということでお聞きいたします。根拠とか理由づけがあればお聞きいたします。

（総務課長）鴻巣市と同じように全て上回っている自治体ですとか、あとは今回の改正により上回っている職、下回っている職が混在しているような市町村につきましてお話をお伺いしたのですけれども、上回っているところについては、全て上回っている職であるということについてはそのまま維持をする。凸凹というか、高いもの、下回っているものが混在している市町村については、今後どうしていくか検討中ということで、いつの議会に上程するとか、提案するとか、そういった情報もちょっといただけない状況でしたので、他市の状況とかははっきりとは分からない状況になっております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第55号 鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決すること

賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 鴻巣市議会議員及び鴻巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

（総務課副参事）それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第56号 鴻巣市議会議員及び鴻巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

これは、公職選挙法施行令の一部改正により、最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成などの公費負担に係る単価の引上げが行われたため、政令に準じて条例で定める公費負担の限度額を改めるものです。

選挙運動用ビラの作成につきましては、1枚当たりの作成単価の限度額を7円73銭から65銭引き上げ8円38銭に、選挙運動用ポスターの作成につきましては、1枚当たりの印刷単価の限度額を541円31銭から45円57銭引き上げ586円88銭とするものです。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（金澤）それでは、議案第56号 鴻巣市議会議員及び鴻巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、何点か質問させてもらいます。

まず、確認ですが、この条例変更に伴いまして、市議会議員さんと市長ですか、これのビラやポスターの上限枚数というのは変更になるのですか。

（総務課副参事）ビラの上限枚数でございますが、市長選挙につきましては1万6,000枚、市議会議員選挙につきましては4,000枚ということで、変更はございません。

以上です。

（金澤）今般の選挙運動のビラとかポスター、この公費負担の条例改正の中で、これを条例改正した場合、どの程度の公費負担が増えるのか、その計算根拠をお示ししていただければと思うのですが。

（総務課副参事）選挙運動用ビラの作成単価は、改正前の7円73銭から65銭引き上げ8円38銭となりましたことから、計算いたしますと、改正後8円38銭、市長選におきましてですが、8円38銭掛ける1万6,000枚ということで、13万4,080円が限度額となりまして、改正前の単価と比較いたしますと1万400円の増加となっております。市議会議員選挙につきましては、同じく改正後の単価8円38銭掛ける4,000枚ということで、3万3,520円となりますことから、改正前と比べまして2,600円の増加となります。

以上です。

（金澤）分かりました。やっぱり増えるのだな。

次に、今回の条例の一部改正で、選挙用のビラとポスター、これの公費負担という形で市議会と市長のほうに話があるのですが、その他の公費負担の見直しというのはあるのですか。

（総務課副参事）公職選挙法では、衆議院選挙及び参議院選挙について、選挙運動費用に関する公費負担の活動は候補者が無料で行えることを定めるとともに、市の議会の議員または長の選挙についても、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成については、条例で定めることにより、衆議院選挙及び参議院選挙に準じて無料とすることができると定めています。今回の公職選挙法施行令の一部改正には選挙運動用自動車の使用に係る単価の改正はありませんでしたので、選挙運動用ビラとポスターの公費負担の改正のみ見直しという形になっております。

以上です。

（金澤）そうしますと、はがきとか、事務所の看板とか、そういうものは今回なしですよ。あくまでも選挙用のビラとポスターだけという解釈でよろしいのですね。

次に行きます。ビラとポスターというだけだという形でありますので、ここでちょっと質問しますけれども、選挙運動用のポスターの作成者の支払いなのですが、これ選挙管理委員会のほうに関係があるのか分からないのだけれども、ポスターを作成する、それをなりわいとしている、業としている人に当然お支払いすると思うのだけれども、印刷等の営業登録がしていない、例えば友達同士でポスターとか、デザインとか、そういうものを行った場合の、そういう先への、生業条件がないところへの支払いというのは可能なのですか。確認だけです。

（総務課副参事）ポスターの作成を業、なりわいとする者につきましては、公職選挙法や条例上直接の定義は定められておりませんが、一般的には、ある行為について反復継続し、または反復継続する意思で携わる者をいうとされていることから、ポスター作成を反復継続して行っている者もしくはその意思がある者ということ判断条件として支払いのほうをしております。

以上です。

（金澤）よく分かりました。

私のほうは最後の質問になるのですが、今回、前回の衆議院選挙とか、いろんな関係でポスターの掲示場所の品位の保持がどうなのかという問題がクローズアップされています。ポスターの製作に関する義務や、ポスター掲示場に掲示するポスター、これには営業、宣伝に関するものは禁止条項だと今回新たに設定されたわけですが、これは今後の本市の市長選とか市議会議員選挙、これにも当然該当するという解釈でよろしいのですか。

（総務課副参事）これまでは選挙運動用ポスターの内容を直接規制する規定はありませんでしたが、昨年の東京都知事選挙で選挙とは関係のないポスターが大量に貼られたことを受け、ポスターの表面に候補者の氏名を選挙人に見やすいように記載しなければならないこと、及び他人も

しくは他の政党の名誉を傷つけたり、善良な風俗を害したりするなど、品位を損なう内容を記載してはならないと明記されました。また、特定の商品の広告や営業、宣伝を目的とした内容も禁止し、違反した場合は100万円以下の罰金を科すこととなりました。

この公職選挙法の一部を改正する法律は、令和7年4月2日に公布され、1か月の周知期間を経て5月2日から施行されました。施行日以後、その期日を公示または告示される選挙について適用されることから、今夏の参議院選挙も対象となり、今後本市で実施される市長選、市議会選も該当することとなります。

以上です。

（矢島） それでは、議案第56号について質疑を行います。

今回の公選法施行令の一部改正によって限度額の改定があったわけですが、けれども、当然これ全国一律に限度額が定められているわけですが、限度額ということは、地域によっては物価の上下があると思うのです。ということは、この価格というのは、単価というのは一番高いところを設定したということになるのでしょうか。何が言いたいかというと、限度額ですので、もっと物価の安いところでしたらもっと安い単価でビラなりポスターなりの作成ができるのではないかなというふうに考えております。ですから、本市のように政令に準じてということで単価の改正を行っていますけれども、政令に準じてということではなくて、本市の実情に合わせて限度額というのは定めるべきではないかなと思うので、質問をいたします。

以上です。

（総務課副参事）公職選挙法施行令に規定する公営単価につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律と、人件費、物価の変動等を考慮する共通の考え方によって、3年に1度の参議院議員通常選挙の年にその基準額の見直しを行っております。

また、公職選挙法は国政選挙について、選挙運動費用に関する公費負担分の活動は候補者が無料で行えることを定めるとともに、地方公共団体の選挙についても、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、

選挙運動用ポスターの作成については、条例で定めるところにより、国政選挙に準じて無料とすることができると定められております。

ここで地方選挙における任意性公営制度を条例に委ねておりますのは、制度の導入の可否を各地方公共団体が自主的に判断することができるようにするためのものでありまして、国政選挙に準じてとされていますのは、導入する場合の公営の対象者、公費負担の限度額、公費の交付手続等、公営制度の基本的な事項につきましては国政選挙と同様に条例で定めるべきであるという趣旨でありまして、国政選挙における制度設計と異なる考え方に基づいて自由に定めることまでを許容する趣旨ではないと解するべきとされておりますことから、公職選挙法施行令で定める額と同じ限度額を鴻巣市議会議員及び鴻巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例で規定をしているところでございます。

以上です。

（矢島）制度自体を各自治体で自由に定めなさいと言っているのではなくて、単価についてもうちちょっと、先ほど言いましたように物価の上下するところがあるわけですから、低いところは低いなりに、高いところはこの限度額いっぱい単価を設定してもいいと思うのですけれども、低いところは低いなりに単価を設定すべきではないかなと。これ税金ですので、皆さんからの貴重な税金ですので、いたずらに、いたずらにしているわけではないのは分かるのですけれども、政令に準じてということ、政令のほうの改正があったから、それに合わせて本市も変えるということではなくて、より慎重にその辺は考えて、果たしてこの単価が妥当なのかどうかということを慎重に考えて単価設定をすべきではないかなということで、先ほど質問をさせていただいたのです。そのことからして、今回この、税金ですので、基準法の限度額をより抑えた形で条例を規定しようとかという考えはなかったのか。もしなかったとすれば、その理由についてお聞かせいただきます。

（総務課副参事）先ほどもお話をさせていただきましたけれども、国政選挙と同様に条例で定めるべきであるということで、国政選挙における制度設計と異なる考え方に基づいて自由に定めることまでを許容する趣

旨ではないというふうに解されていることから、同額としたものでございます。

以上です。

（矢島）もう多分どこまでいっても平行線になってしまうと思うのですが、あくまでも限度額ですので、これ以下だったらオーケーなわけなので、その理由でこのやり取りしても、ちょっと生産性のない議論になってしまうので、行いませんけれども、そのところは十分に今後とも考慮しながら、市独自でそれぞれの自治体の実情に合わせた形で、こういったものというのは定めるべきではないかと思います。

最後に、今後において、こういう改正があった場合に、その地域の実情に合わせて改定を考えていくのかどうかということを質問させていただくとともに、最後に、今回の議員、市長選は参議院選挙よりも通常後に行われる、通常はですよ、いつ何が起きるか分かりませんが、通常は議員、市長選は参議院選挙よりも後になると思われそうですが、この施行日が、先ほどの55号と同じように公布の日とした理由についてお聞かせいただいて、質疑を終わります。

以上です。

（総務課副参事）公費負担の限度額につきましてですが、地域独自ということなのですが、現時点ではどのようなもの、基準をもって計算をしていくかということが全く、考えておりませんので、そこも今後勉強してまいりたいと考えております。

選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に要する経費に係る限度額を引き上げる公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に公布、施行されたことから、6月定例会に議案として鴻巣市議会議員及び鴻巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の提出をいたしましたところでございます。施行日を公布の日としたのは、市議会議員及び市長選挙の任期満了による選挙でない選挙が実施される可能性もあることから、同日ということで設定をさせていただきました。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第56号 鴻巣市議会議員及び鴻巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(職員課長) それでは、本委員会付託され、ご審議いただきます議案第57号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

初めに、改正の概要ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により部分休業制度の拡充が図られ、新たな部分休業の形態が設けられたことから、同法に基づき条例で定めることとされている事項について規定をするものです。

次に、主な改正の内容ですが、新旧対照表を基に説明させていただきます。新旧対照表、議案第57号資料を御覧ください。まず、第21条の改正ですが、これは部分休業することができない職員に係るもので、現行では非常勤職員について、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間により取得可能要件が定められておりましたが、「勤務日ごとの勤務時間」を

削り、1日の勤務時間にかかわらず部分休業が取得できることとするものです。

次に、第22条の改正ですが、これは新たな部分休業の形態が設けられたことから、現行の部分休業を第1号部分休業とし、取得可能時間について、正規の勤務時間の「始め又は終わり」を削ることから、勤務時間の途中においても第1号部分休業を取得できることとするものです。

次に、第22条の2から第22条の5までの4条については、新たに設けられた部分休業の形態を第2号部分休業とし、第2号部分休業に係る規定を追加するものです。第22条の2では、第2号部分休業の承認に係るもので、取得単位を1時間とし、各号においてその例外を規定するものです。

次に、第22条の3では、部分休業の請求を申し出る1年の単位期間を毎年4月1日から翌年3月31日までとするものです。

次に、第22条の4では、第2号部分休業の1年間における取得可能時間を、常勤職員については、1日の勤務時間の7時間45分の10日分に当たる77時間30分とし、非常勤職員については、1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間とするものです。

次に、第22条の5では、申し出た部分休業の形態の変更を認める特別の事情について規定するもので、部分休業を申し出た際に予測することができなかった事実が生じたことにより、子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とするものです。

最後に、この一部改正条例の施行日につきましては、法の施行に合わせ、令和7年10月1日とするものです。

議案第57号に対する説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（金澤）それでは、議案第57号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、何点か質問させていただきます。

この57号と次の58号、また調べてみると、今年の3月の議案等でも同じ

ような流れが入っているなというところを見ていったので、なかなか分かりづらいところもありましたが、まず確認からでございますが、地方公務員の年間休日数、これはどの程度なのか分かりますか。

（職員課長）令和６年度で申し上げますと、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の合計で123日でございます。

以上です。

（金澤）次に、年次有給休暇がございますよね。これの平均使用日数というのはどの程度になっているのですか。捉えていますか。

（職員課長）職員１人当たりの年次有給休暇の平均使用日数につきましては、令和６年度11.2日でございます。

（金澤）今この年次有給休暇等の確認をさせてもらったのは、部分休業制度を取得した場合、年次有給休暇に換算されるというのかな、そういうのはあるのですか。幾つか、２時間ずつだったらまとめれば何時になると、では１日分だとか、そういう計算、そういうのはないのですか。

（職員課長）年次有給休暇につきましては、皆さん一律に付与されるものでございますので、部分休業の取得によって日数が変更するということはございません。

（金澤）分かりました。

それと、今回の育児のための職業生活、また家庭生活の両立を容易にするために地方公務員の部分休業の制度が拡充されたのですが、そもそもこの部分休業というのはいつ頃から導入されたものなのか、実際どのような制度なのかお示しいただけますか。

（職員課長）部分休業制度につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律におきまして、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉を増進することを目的として定められており、現行では、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、１日の勤務時間のうち２時間を超えない範囲で勤務しないことができる制度でございます。開始時期については、すみません、ちょっと休憩をお願いします。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前９時５３分）

◇

（開議 午前 10 時 15 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（職員課長）大変申し訳ありません。もう少しお時間をいただいて、調べた後にご回答させていただきます。よろしくお願いいたします。

（金澤）了解しました。いいですか、次に行って。

（委員長）どうぞ。

（金澤）次の質問でございますが、タブレットのほうの一部改正の条例の中に、現行、1日につき2時間を超えない範囲とか、1年の条件つきで定める時間を超えない範囲という形でいずれかの形態を選択可能とするということがうたわれていますが、これ途中で形態を変えたいとか、何かの都合があって、そういう対応は可能ですか。確認だけさせてください。

（職員課長）第1号部分休業と第2号部分休業の形態を変えたいという場合には、第22条の5に定められております特別の事情がある場合に限ることになっております。

以上です。

（金澤）その特別の場合については、かなり厳しい状況、それともやむを得ないなという形で変更が可能になるのか、その辺、程度はどのようなですか。

（職員課長）当初の部分休業を申し出た際に予測することができなかった事実が生じて養育する子に著しい支障が生じると認められる場合ということになっておりまして、具体的には配偶者の方が負傷等によって入院してしまった場合ですとか、配偶者と別居することになった場合といったことが考えられます。

以上です。

（金澤）次に、今回のこの制度の条例によって結局職務の、仕事の内容とか勤務実態、これが変わると思うのだけれども、前回議会のほうでも質疑あったと思うのですが、人事評価、この辺はどのように考えているのか、柔軟性のある人事評価が行えるのか、そこだけ確認させてください。

い。

（職員課長）人事評価につきましては、人事評価を行う基準日において育児休業を取得されている職員については評価の対象とはしておりませんが、部分休業を取得している職員につきましては評価の対象としておりまして、育児休業や部分休業を取得することにより評価に差が出るようなことはございません。

以上です。

（金澤）今の答弁で確認なのですが、そうすると取得の条件云々について、評価的には変わらないよという解釈でいいのですか。

（職員課長）部分休業等を取得していることのみをもって評価が変わるということはございません。

以上です。

（矢島）議案第57号について質疑を行います。

初めに、部分休業の申請時期の制限はあるのか、いつまでに申請をしなければならないのかという期限が、制限があるのかということと、条例の一部改正ということなのですけれども、いろいろフレキシブルに対応できるようになって非常にいいことだなとは思いますが、この一部改正について、このように改正をしますということについてはかなり説明をいただいているのですけれども、なぜ改正をしなければならないのかということについて、今回の条例改正だけではないのですけれども、市全般に言えることなのですけれども、どうして改正をしなければならないのかということの説明がちょっと不足をしているような、全体的に見受けられます。今回の2号部分休業の最大のメリットについて併せて伺いをします。

以上です。

（職員課長）まず、第1点目のご質問です。部分休業の取得につきましては、取得する前にあらかじめ行うこととされておりますので、取得希望日の前日に申請することも可能でございます。

また、第2号部分休業の最大のメリットとしましては、定められた1年間の使用可能期間内であれば、1日2時間を超えての取得や1日単位で

の取得ができることが最大のメリットとなっております。

また、こういったものが制定された事情といいますと、民間の育児介護休業法の改正によりまして働きやすい職場環境の増進ということで進められたものによるものでございます。

以上です。

（矢島）この２号部分休業について、いいことなのですがけれども、ここまで働き方の多様性についての配慮をしなければならない理由、必要性、根拠、それからどういう事象があるのか、だからこの２号部分休業についてを創設したとか、その理由についてお聞きをします。

それから……

（委員長）一問一答でお願いいたします。

答弁を求めます。

（職員課長）暫時休憩いたします。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前１０時２２分）

（開議 午前１０時２３分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（職員課長）申し訳ありませんでした。こちらは、育児介護休業法が改正されまして、柔軟な働き方を実現するための措置として令和７年１０月１日から施行することが義務づけられたものの一つに、就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇の付与を年１０日以上するという規定がつけられたことから、今回、本条例においても第２号部分休業を加え、改正するということになっております。

以上です。

（矢島）本市での必要性というのはかなり高いのでしょうか。

（職員課長）第１号部分休業、現行の部分休業は毎日２時間まで取得ができますので、そちらのほうを利用される方は多いとは考えております。

以上です。

（矢島）では、次に第２２条の５の関係なのですがけれども、前任者の質疑

と若干重複してしまう部分もありますが、私はこの条例のちょっと技術的なことについてお伺いしたいのですけれども、申出時に予測することができなかった事情というのは具体的には何かということで、先ほど前任者の質疑にもお答えいただいているのですけれども、22条の5の前段部分の配偶者の負傷や疾病、別居も予測できないのではないかなと思うのです。なぜこの2つについてはこういう形で限定的に列挙しているのかな、これも含めて予測できないものに含まれるのではないかなと思うのですけれども、なぜこの2つだけ限定的に列挙されているのかなということを質問します。

（職員課長）部分休業を申し出た際に配偶者の入院が予測できない突発的な場合もあると考えております。そういったことにより、当初協働して子育てを考えている方の予定が狂ってしまった、ずれてしまったという場合に特別な事情として形態の変更ができるものとして規定したものと考えております。

以上です。

（矢島）そうですね。ですから、例えば配偶者の負傷や疾病も特別な事情に当たるのではないかな。これは特別な事情に当たらない、別居も予測できないのではないかなと私は思うのですけれども、なぜこの2つだけはこういうふうに明記をしているのかなというところがちょっと理解できなかったものですから、お聞きしたのですけれども。お答えいただけますか。

（職員課長）特別な事情で考えられることとして、入院と別居等が特別に規定されているものではないかなと考えます。

以上です。

（矢島）では、第23条関係なののですけれども、育児休業では当然、勤務を行わない時間等については給与の支払いはないと思うのですけれども、ただ何もなければなくて、何かしらの給付とか支援はあるのかお伺いします。

（職員課長）部分休業につきましては、勤務しない時間につきましては給与が減額されます。また、地方公務員等共済組合法の改正がございま

して、令和7年4月からは育児時短勤務手当金制度が設けられまして、2歳に満たない子を養育するために部分休業などの時短勤務をした場合は、時短勤務により減少した後の報酬の最大10%に相当する額について手当金が支給されることとなりました。

以上です。

（矢島）共済のほうでそういう手当金が支給されるということなのですからけれども、その前にお話のあった、勤務を行わない時間については給与を減額をするということなのですからけれども、無給ということではよろしいのですか。減額と無給とはちょっと意味合いが違うのかなと思うのですけれども、無給なのか、一部を減額され、一部というか、減額されるのか、どちらか確認をします。

（職員課長）正規職員につきましては、給料につきましては月給ということになっておりますので、働かない分については、その時間当たりの金額を減額するということになるかと思えます。

以上です。

（矢島）最後の質問なのですからけれども、議案調査で聞き忘れた件なのですからけれども、この職員の育児休業等に関する条例があるのですけれども、なぜこれに「鴻巣市」がつかないのかなというのを聞き忘れてしまったのだけれども、鴻巣市職員の育児休業等に関する条例ではなくて、職員の育児休業等に関する条例となっている理由についてお伺いします。

（職員課長）通常、条例の題名には、どの自治体の条例であるかを明らかにするため、都道府県名や市町村名を冠するのが一般的ではございます。本条例につきましては、平成4年に制定されておまして、育児休業制度創設時の国の参考例に従い制定したものではないかと推測をしております。

以上です。

（矢島）法制執務を担当するところにお伺いをしたいのですけれども、これでいいのですか。「鴻巣市」がなくての条例。たまたま今回一部改正があったのだから、この機に直すとかという考えはなかったのかお伺いします。

（総務課長）先ほど職員課長が申し上げましたように、基本的にはどうか、一般的にはどの自治体の条例であるかを明らかにするために自治体名を冠するのが一般的ではありますがけれども、この条例が平成４年に制定されておりました、これまで題名に鴻巣市が入っていないことで何らかの疑義が生じたということはございませんので、現時点では題名を改正しなければならないというふうには考えておりません。基本的に総務課として例規審査における考え方になっているのですけれども、全ての条例、全ての規則について「鴻巣市」がついているかといいますと、そういうわけでもございまして、「鴻巣市」というものを頭につけてしまうと語調が悪くなってしまうもの、例えば公職選挙法及び同法施行令執行細則とかあるのですけれども、法令名を頭につけているようなものについては、そこの前に「鴻巣市」をつけてしまうと語調が悪くなってしまうとか、そういったようなこともございまして、全てのものにつけていないということで、今回この制定時、平成４年の当時は「鴻巣市」がついていない状況でも条例のほうを制定させていただいたということで、その後特に支障がないというところで、今回の一部改正において題名のほうを変えるということは考えておりません。

以上になります。

（矢島）よく分からなかったのですけれども、あまりにも統一性がないのではないかなって。あってもいい、なくてもいいという話をしているのではなくて、やっぱりすべきなのではないかな。当然、鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、これだって鴻巣市職員ってなっていて、その上に職員の育児休業等に関する条例の一部改正、どう見ても違和感があると思うのです。やっぱりこういうものはある程度統一をしていかなければいけないのではないかな。統一することに支障があるのだったら別ですけれども、支障がないのだったら、やっぱり統一していくべきなのではないかなと思います。疑義があるとか、支障がなかったから変えなくてもいいということではなくて、もっと根本に立ち返って、すべきところはするというふうな姿勢で臨むべきではないかなというふうに思いますが、最後に見解を伺って終わります。

（総務課長）矢島委員さんにいただいたご意見を基にしまして、統一性を図るかどうか、それぞれの条例の状況等を精査させていただいて、今後調査研究をさせていただきたいと思います。

以上です。

（金子）それでは、57号について質問いたします。

施行期日ですけれども、条例が令和7年10月の1日ということで施行するというのでございますけれども、このスタートの時期ということで、その理由について、まずお聞きいたします。

（職員課長）こちらにつきましては、育児介護休業法の改正の施行の時期に合わせているものでございます。

以上です。

（金子）それでは、その時期に合わせるということでございますけれども、これ今の現行法と、条例ということで考えると9月30日までですよ。そうすると、10月1日から整理して新しい条例ということで改正条例ということになるかと思うのですけれども、そのほうの整合性というか、実務的なものは結構複雑になるかなとは思っているのですけれども、それについて、時期的なもの等考えるとどうなのかということで、ちょっと見解をお聞きいたします。

（職員課長）お答えいたします。

今回の改正につきましては、10月1日より第2号部分休業が取得が可能となるものでございまして、職員に対しての周知等も考えまして、6月議会に提案させていただきまして、議決いただいた後には職員に周知を図りたいと考えております。

以上です。

（金子）確かに10月1日ということで分かりました。

そうしますと、当然今回の改正ということで考えると前進するような内容で改正ということは分かるのですけれども、逆に何か困ったこととか、そういうふうな、ちょっと不整合というか、整合性がないようなところとか、そういうところは見受けられるのでしょうか。ちょっとお聞きいたします。

（職員課長）職員にとっても新たな形態が増えるということで、前進ということで考えております。不整合というものについては、ないものと承知しております。

以上です。

（金子）次ですけれども、その改正によりまして、ちょっとこの内容と一致するかどうか分からないのですけれども、先ほど手当金とかそういう言葉も出ましたけれども、一般的に見るとこれ、育児休暇ということで考えると、子どもさんが、赤ちゃんというか、1人かなというふうなのを前提にして今までつくっているのかなと思うのですけれども、2人、3人とか、双子とか、そういうものというふうな考えで見ると、それをうまくこの条例の中に当てはめることはできるのかどうかについて、ちょっと見解をお聞きいたします。

（職員課長）複数の子を養育している場合に、条例上もう少し拡大ができないかというような意味でしょうか。

（金子）ちょっと細かく言いますと、細かくなりますけれども、やはり22条の4項あたりでも非常勤職員以外の職員ということで、77時間30分ということで、確かにその範囲で1人でも、2人でも、3人でも頑張ってくれよということは分かるのですけれども、特例措置ではないですけれども、やっぱり働くというか、取るほうにしてみれば、それだけの負担がかかるのかなとは思ったのですけれども、そういう点については特例措置みたいのは設けることはできるのかどうか。逆に、これはもうそれこそ規定で決まっているから、これ以上はできませんよと、これに準じてやりますよということで、その方向でいかれるのか、ちょっとそれについて見解をお聞きいたします。

（職員課長）現行の今回追加になる制度では、お一人でも複数名いても同じ時間となっております。今後国のほうで検討が進められることを注視して、国の動きを注視してまいりたいと考えております。

以上です。

（金子）分かりました。

最後に、育児法ということで考えると、一般的には丈夫な子どもさんと、

赤ちゃんということで、そのほうの育児法ということなのかなとは思いますが、すけれども、ちょっと障がいのある方とか、そういうものも含めた上で考慮が必要なのかなという点も検討される余地があるかなと思うのですが、すけれども、そういう点も含めて全体としてどのようにお考えなのかお聞きいたします。

（職員課長）育児だけでなく介護の問題も非常に重要な問題と捉えております。育児と仕事の両立、介護と仕事の両立については、制度が今大きく拡大、拡充されておりますので、状況に従って本市の制度においても拡充、拡大を図っていきたいと考えております。

以上です。

（小泉）それでは、矢島委員と金子委員の質問の中に出ていた2歳未満のとかという部分のその子どもたちにお金が組合のほうから出るとかって、いろいろな制度があると思うのですが、すけれども、その中で、承認というのですか、承認をするときに、2歳の子、例えば話でいろんなケースがあるかと思うのです。多子世帯で、2歳未満の子どもの健診がありながら、今度幼稚園の何か学校があるから、それも一緒に含めてしまえとかという部分とか、小学校の行事があるから、それも健診があつたら、その日は同じにかぶせてしまって、そういうときはこの第57号に適合するように申請をするとか、そういうような方法で、そういうときは誰がそこまで、2歳未満の子どものことを確認するのか、それを確認できるのかと、その辺の承認者のチェック体制というのですか、そこまで厳しくないのか。2歳未満の子がいるから申請すると思うのですが、すけれども、ほかの用事を充てるというのですか、そういうふうなときはチェックする側はどのようなチェック体制にするのかを伺います。

（職員課長）この部分休業について申請する際には、お子さんの生年月日ですとかを記入していただきますので、年齢が確認できます。また、部分休業以外にでも、子の看護等休暇等、休暇制度につきましてもありますので、そちらで1日、病院に連れていくとかという休暇を取ることができます。

以上です。

（小泉）では、健診とかっていえば病院ということにくくりになると、病院が終わった後に今度学校の用事に行くよというのであれば、そういうときは申請としては、学校もあるから、いいや、混ぜてしまえというような感じで申請をするのか、病院に行く部分は病院、違う部分は認められないよというような、そこまでの細かい設定というのですか、その辺の設定というのはあるのですか。

（職員課長）休暇の取り方というお話になるのかなと思うのですが、厳密に言いますと、自分の病気でしたら病気休暇、お子さんの病気でしたら子の看護等休暇ということで、それは必要な時間に応じて取得していただく、それ以外のものについては年次有給休暇を取得していただくというのが大原則かなと考えております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第57号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

（職員課長）それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案

第58号 鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

初めに、改正の概要ですが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知、意向確認などについて、事業主に義務または努力義務が課され、令和7年4月1日及び令和7年10月1日に順次施行されることとなりました。今回の改正では、10月1日施行分の仕事と育児の両立支援制度の利用に係る職員の意向確認等について、人事院規則の改正を参考とし、新たに規定するものです。

なお、令和7年4月2日付総務省公務員課からの通知において、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について、本年10月1日から適用するよう、条例改正など所要の措置を講じることについて依頼を受けております。

次に、主な改正の内容ですが、新旧対照表を基に説明させていただきます。議案第58号資料を御覧ください。まず、第18条の2第1項ですが、妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等についてを規定するもので、申出職員に対し、出産時の仕事と育児との両立に資する制度または措置として市が規定している休暇制度や勤務制度を周知し、それらの制度の取得の意向確認を行うことを規定するものです。

次に、第2項では、3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等について規定するもので、対象となる職員に対し、育児期の仕事と育児との両立に資する制度または措置として市が規定している休暇制度や勤務制度を周知し、それらの制度の取得の意向確認を行うことを規定するものです。

最後に、この一部改正条例の施行日につきましては、法の施行に合わせ、令和7年10月1日とするものですが、18条の2第2項により、3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等の措置を講ずることについては公布の日から施行するものです。

議案第58号に対する説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいた

します。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（金澤） それでは、議案第58号 鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。先ほども説明ございましたように、育児休業、介護休業、この職員の福祉の改正で、職員の仕事と育児の両立支援制度を利用するに当たって、職員の意向確認を行うことをしなくてはならないよというのが新たな規定という形が起きたということは理解しているのですが、これ議案調査の中で調べさせていただくと、非常に令和7年3月議会、これの議案第14号でも子の介護休暇とか看護休暇、そういうもの、条例の変更が出ていて、非常に分かりづらいところがあるのです。議案第57号、58号と関連するのかなと思うのですが、育児休業と介護、看護に関する条例の内容の施行日ごとの確認なのです。先ほど説明いただきましたように、2025年4月と2025年10月に施行の内容がそれぞれ変わりますよということで、今回は2025年10月の施行内容という形で理解しなくてはいけないかなと思うのですが、遡って4月1日の施行分についてと10月の施行分についてはどのような内容なのかご説明いただけますか。

（職員課長） 育児介護休業法の改正に係る条例改正によりまして、本年4月に施行されたものにつきましては、子の看護休暇の拡充、時間外勤務の制限の対象の拡大、介護離職防止のための個別の周知、意向確認等がございました。今回の改正により、10月1日に施行されるものとしましては、先ほどの議案第57号の改正内容であります第2号部分休業の導入及びこの議案第58号の改正内容であります、妊娠、出産等の申出時と3歳に満たない子を養育する職員への意向調査がございました。

以上です。

（金澤） 内容的にはありがとうございます。よく分かりました。

それで、仕事と育児の両立に関する個別の意向調査と配慮が必要だということですが、どの時点で個別の意向聴取を行うのか、妊娠したとか、出産したとか、いろいろ事件的なものはあると思うのですが、

その辺はどのような時点で聴取するのか確認させてください。

（職員課長）まず、妊娠、出産等につきましては、その事項の申出をした職員に対する意向確認につきましては、申出があったときに所属長との面談を行うことにより実施いたします。

また、3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認につきましては、対象職員の調査を行いまして、対象職員及びその所属長に仕事と育児の両立に資する制度についてお知らせし、期末面談に合わせ意向確認をしていただく予定としております。来年度以降につきましては、毎年度4月1日を基準日として対象職員を把握しまして、期首面談に合わせ、意向確認を行っていただく予定としております。

以上です。

（金澤）ちょっと先ほどの質問に戻るのですが、2025年10月の部分なのですが、柔軟な働き方を実施するための措置というところと、仕事と育児の両立に関する個別の意向調査の配慮という形で今回になるのですが、この内容なのですけれども、もうちょっと詳しく説明もらえますか。

（職員課長）仕事と育児との両立に資する制度としましては、休暇制度や勤務条件の制度について幾つか実施しておりまして、まずは育児短時間勤務、それから部分休業、また職員の早出、遅出勤務、あとは深夜勤務の免除並びに時間外勤務の免除及び制限、育児時間、それから配偶者の出産休暇、子の養育休暇、また子の看護等休暇などの制度がございます。

以上です。

（金澤）ありがとうございました。

1つ疑問なところがあるのですが、2025年4月1日施行の中の超過勤務というか残業の免除、これが鴻巣市の場合は中学校入学前までの部分だという形で免除できるよって私は解釈しているのですが、そのとおりでいいのですか。

（職員課長）金澤委員おっしゃるとおり、4月の改正で3歳未満の子を養育する職員から小学校就学前の子を養育する職員に改正をしております。

以上です。

（金澤）そうしますと、今回の議案第58号の中の子が3歳になる前の個別の意向調査というところなのだけれども、これは小学校、中学校入るまでの個別調査とはならないのですか。

（職員課長）ここにつきましては、育児期についての拡大をするというもので、3歳未満の子の意向確認が追加されたものと承知しております。以上です。

（金澤）ありがとうございます。

次の質問ですが、今回新たな規定が入ったわけなのですからけれども、職員の意向確認等に対しどのような配慮を執行部としては行っていくのか、その辺を確認させてください。

（職員課長）第18条の2第3項における意向への配慮については、当該職員が始業または終業の時刻の変更や、業務量の調整などを希望した場合に、職場の状況に応じて、その意向にできる限り配慮することを規定するといったものでございます。

以上です。

（金澤）確かに配慮しますよということなのですからけれども、職場の中の仕事量というのはある程度決まってしまうと思うのです。その辺を配慮すると、今度はほかの人への仕事の分が増えるとか、そういうものも出るかもしれないのだけれども、その辺はどのように考えておりますか。

（職員課長）柔軟な働き方ということで、ほかの職員に十分理解をしていただいて、業務量の調整等を行っていただきたいと考えております。以上です。

（金澤）最後の質問なのですからけれども、この間新聞等で見たら、先進事例として、東京都は2025年度より週休3日のフレックスタイム制、それと部分休業で小学校1年生から3年生まで、1日2時間までの勤務時間の短縮を条例で決めています。これは、東京都としてはかなり全国的にも先進事例という形でメディアでも目立ったのですが、将来的に鴻巣市もこの辺についてはどのような形で考えているのかお伺いしたいのです。

けれども。

（職員課長）現在のところはフレックスタイム制や部分休業の拡大に当たる新たな制度の導入等については考えておりませんが、さらなる両立支援制度の拡充に係る国や県、他団体の動向等を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

（金澤）急にやれといったって、職員数の問題とか、今後の採用、退職、いろいろな問題が加味された中でのことだし、また国や県からの仕事の委譲云々も考えなくては、いろんな問題が出てくると思いますので、一概にやるという形では難しいと思いますが、ぜひこの辺のことも頭の中に入れた形で今後実施検討をしていただければと思います。

私は以上です。

（委員長）いえ……

（金澤）いかがですかって言わないといけないな。

（職員課長）人材確保の点も含めまして、働きやすい職場づくりに努めてまいりたいと思っておりますので、さらなる拡充については他団体等の動向を注視してまいります。

以上です。

（矢島）では、議案第58号について質疑を行います。

初めに、第15条の関係なのですけれども、これは条ずれをただけの中で質問するのがちょっとはばかる部分もあるのですけれども、一応改正されている文言として上がっておりますので、質問させていただきますけれども、要介護者その他規則で定める者というのはどういう方が挙がるのかお聞きします。

（職員課長）職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則におきまして、祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子を定めております。

以上です。

（矢島）これらの方については、例えば同居ですとか、生計の同一性、こういったものの条件というのはあるのでしょうか。

（職員課長）祖父母、孫、兄弟姉妹につきましては、同居の有無を問いません。それ以外の父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子につきましては、職員と同居している者に限られております。また、生計については、条件はございません。以上です。

（矢島）それでは、第18条の2の関係なのですが、意向確認についてなのなのですが、申出職員とあるのですが、この申出の手続とか仕方というのをお聞きします。どういう申出の手続、仕方をするのか伺います。

（職員課長）この申出の手続につきましては、特に特段の定めがございませんので、職員のほうから所属長に口頭で申し出ることが多いものと承知しております。以上です。

（矢島）この第18条の2では様々な義務規定が設けられています。周知義務もそのうちの一つなのですが、こういった規定が設けられたから、さあ、やるぞではなくて、当然本市としても今現在様々な対応をしていると思いますが、現在本市ではどのような対応をしているのか、ないと思いますけれども、していないのか伺います。

（職員課長）妊娠、出産を申し出た職員に対する措置としましては、当該職員に対し、育児に関する休暇等取得意向確認シートを使用し、休暇等の取得の意向を確認することを既に実施しております。18条の2第2項で規定されます3歳に満たない子を養育する職員に対する措置については、まだ実施はしておりません。以上です。

（矢島）それでは、同じく第18条の2の中で育児期両立支援制度等とあります。また、その前にも出生時両立支援制度等とあるのですが、この2つの制度、制度と名がつく以上は何かしらの法的な根拠があるのではないかなと思いますが、その根拠法令と、この2つの制度の詳細についてお伺いします。

（職員課長）出生時両立支援制度等及び育児期両立支援制度等についま

しては、人事院規則におきまして定められております。育児期両立支援制度等につきましては、3歳に満たない子を養育する職員の仕事と育児との両立に資するものとして、人事院が定める制度または措置を育児期両立支援制度等と定義しているものでございます。本市におきましても、人事院規則を参考として条例案を作成していることから、同様の規定をしておるところでございます。

以上です。

（矢島）このような今回改正があったわけですが、勤務の多様性ということに対応するということで、これも非常にいいことだと思うのですが、それだけではなくて、例えば勤務の多様性による弊害的なもの、例えば組織としての意思疎通だったりとか、業務への共通認識だったりとか、職員間のコミュニティーなどに支障がないのか、またそれらを解消するためにどのような対応を図っているのかお伺いします。

（職員課長）矢島委員おっしゃるとおり、職員の勤務体制、勤務形態の多様性により、業務連絡の不徹底や急な事案への対応が困難になることが懸念され、人事管理が難しくなるといった面が生じますが、働きやすい職場環境により人材確保に努めることも重要であると考えております。対策としましては、所属長管理の下、連絡を密にするなど情報共有を図り、市民サービスの低下を招かないように対応してまいります。

以上です。

（矢島）前任者の質問と若干重複する部分もありますが、今後、もう実際に実施している自治体もありますけれども、開庁時間の短縮ということについては検討していくのか、今検討はどのような状況にあるのか、最後の質問といたします。

（職員課長）現在のところは検討しておりませんが、県内の市役所の中で開庁時間を短縮しているところがあるということは承知しておりますので、今後の他市町村の動向等に注視してまいりたいと考えております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）では、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第58号 鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

（職員課長）先ほどの議案第57号の金澤委員のご質問、部分休業がいつから施行していたかについて、すみません、お時間いただいて申し訳ありませんでしたが、分かりましたので、お答えさせていただきます。

平成4年の3月議会に条例案を提出させていただいて、平成4年の4月1日から施行しておりました。

以上です。

（委員長）次に、議案第59号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

（税務課長）それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第59号の鴻巣市税条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

これは、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

内容といたしましては、公示送達につきましては、市のホームページに公示事項を表示する措置を取るとともに、市役所前の掲示場または市の事務所に設置したパソコン等の電子計算機の画面に表示することで公示送達を行うことを可能とするものでございます。

個人市民税につきましては、所得割の納税義務者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の者のうち、特定扶養控除の対象とならない前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の者を有する所得割の納税義務者について、前年の総所得金額等から最高45万円を控除する特定親族特別控除の創設に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

また、市たばこ税につきましては、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準について、紙巻きたばこへの本数換算方法を重量と価格による換算方法から重量のみによる換算方法に見直すものでございます。

なお、施行日ですが、公示送達につきましては公布の日である令和5年3月31日から起算して3年3月を超えない範囲内において政令で定める日から、個人市民税につきましては令和8年1月1日から、市たばこ税につきましては令和8年4月1日からとしております。

議案第59号の説明につきましては以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（矢島）では、議案第59号について質疑を行います。

初めに、公示送達の関係ですけれども、地方税法の改正に伴うわけですが、大本は民事訴訟法の改正を受けて地方税法も改正をしたと思うのですが、民事訴訟法の改正となると本当に幅が広いのかなと。鴻巣市の中でも公示送達をする事項というのは税だけではないような気がするのですが、当然地方税法の改正があったから今回改正するわけですが、この民事訴訟法の改正によって市が改正をしなければならない、つまり市が受ける影響というのはほかにどういうものがあるのか伺います。

（税務課長）本市において公示送達について規定がある条例につきましては、鴻巣市税条例のみとなっております。鴻巣市事務決裁規程の中で公示送達について明記している担当課といたしましては、税務課のほか、収税対策課、国保年金課、介護保険課がございます。税務課や収税対策課につきましては、鴻巣市税条例第18条を根拠に公示送達を行っており

ますが、国保年金課の国民健康保険税につきましては、鴻巣市国民健康保険税条例第27条の規定により、国民健康保険税の賦課徴収については、鴻巣市税条例の定めるところによるとされております。同じく国保年金課の後期高齢者医療保険料につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により、市税条例の上位法となる地方税法の規定を準用するとされております。また、介護保険課の介護保険料につきましても、介護保険法の第143条の規定により地方税法の規定を準用するとされております。このようなことから、税務課以外の他課につきましては、市税条例や地方税法を根拠として公示送達を行っているため、個別に条例改正等は行っておりません。

以上です。

（矢島）では、また公示送達の関係なのですけれども、先ほど説明をいただいたのですけれども、なかなかちょっと複雑で理解ができなかったのですが、この公示送達の施行日が非常に複雑な規定がされているのですけれども、説明をいただいたのですけれども、なかなかちょっと理解できなかったのもう少しかみ砕いてというか、分かりやすく説明をいただきたいと思います。

（税務課長）施行日につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日となっておりますが、これは公布の日である令和5年3月31日から起算して3年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行となっているため、遅くとも令和8年4月（P.37「令和8年6月」に発言訂正）までには施行予定となっておりますが、民事訴訟法における公示送達制度見直しの適用時期を踏まえ実施することとしておりますので、施行日のほうが複雑になっております。

すみません。発言の訂正をお願いいたします。先ほど法律のほうが遅くとも令和8年の4月というふうに申し上げたのですけれども、正しくは令和8年の6月となりますので、発言の訂正をお願いいたします。申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

（委員長）ただいま発言の訂正の申出がございました。ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（矢島） それでは、個人市民税の関係なのですが、特定親族特別控除が創設されましたけれども、先ほども申し上げましたが、条例こういうふうになりましたという説明は、るる受けているのですが、どうしても、どうしてとか、その理由についての部分の説明がなかなか不足しているような気がしますので、あえてお伺いしますけれども、この特定親族特別控除が創設された趣旨、目的、それから社会的影響についてお伺いをします。

（税務課長） まず、特定親族特別控除が創設された趣旨、目的でございますが、大学生年代の子等のアルバイト収入が103万円を超えると親等が特定扶養控除を受けることができなくなるため、就業調整を行うケースもあり、それが人手不足の一因となっていると指摘されておりました。このことから、令和7年度の税制改正において、アルバイト収入が123万円までは親等が特定扶養控除を受けられるようになりました。しかしながら、20万円しか引上げがされなかったため、人手不足への効果は限定的になるおそれがありました。そのため、アルバイト収入が123万円を超えても親等が控除を受けられるように特定親族特別控除が創設されております。

次に、特定親族特別控除の創設に伴う社会的影響でございますけれども、就業調整や人手不足の面で影響があると考えております。

以上です。

（矢島） なかなか自治体のほうでこうだということを言えないと思うのですが、その検証もしづらい部分もあるのですが、この特定親族特別控除が創設されたことで本当に……本当につて、失礼しました。発言の訂正をお願いします。創設されたことで就業調整の解消が図られるのか、人手不足の解消が図られるのか、図られるとしたらどういう根拠をもって図られるとするのかお伺いをします。

（委員長） ただいまの矢島委員の発言の訂正につきましてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（税務課長）市税条例の施行日は令和８年１月１日からであり、令和８年度の個人住民税から適用となるため、現時点で就業調整や人手不足の解消が図られるかどうかというふうな判断はとても難しいところではございますけれども、特定親族特別控除の創設に伴いまして、個人住民税では大学生年代の子等のアルバイト収入が160万円までは特定扶養控除と同額の45万円の控除額が適用されるようになるのですけれども、親の健康保険の被扶養者として認定される収入要件等もありますので、就業調整の解消ですとか人手不足の解消というのは限定的であるのかなというふうには考えております。

以上です。

（矢島）それでは、市たばこ税に関してお伺いしますが、この換算方法の見直しについてですけれども、なぜここでこの時期に見直しを図るのか、その理由と必要性、議案質疑の中でも答弁があったように、この見直しによって、全くの確定的な金額ではないけれども、5,000万から1億ぐらいの増収になるという答弁もいただいていますので、この辺についてはしっかりとその見直しの理由と必要性についてお伺いをしたいと思います。

（税務課長）加熱式たばこは、近年、紙巻きたばこの代替として販売が拡大しているにもかかわらず、紙巻きたばこよりも税負担水準が低く、課税の公平性を欠いている状況にあります。銘柄にもよりますが、一般的な紙巻きたばこの場合、1箱当たり304.88円のたばこ税が課税されておりますが、加熱式たばこの場合、1箱当たり210円から270円ほどの課税となっております。しかしながら、今回の改正によりまして税負担の差は解消される見込みというふうに考えております。

以上です。

（矢島）聞きたかったことの一つですけれども、なぜこのタイミングなのかって、今の税負担のアンバランスについては前から分かっていたことだと思うのですけれども、なぜこのタイミングで改正をするのかというところをお聞かせいただけますか。

（税務課長）今回の改正につきましては、国の改正に伴って地方税のほ

うも合わせて改正ということでございますので、その理由としましては、先ほど申し上げたように、近年需要が増えているにもかかわらず、やはり紙巻きたばこに比べて加熱式たばこの税負担が低いということが要因になっているかなというふうに考えております。

以上です。

（矢島）税負担が低いのでしょうか。別に昨日、今日分かったわけではなくて、前々から分かっていたことなのに、なぜこのタイミングなのか。鴻巣市のたばこ税についても、5億とか、6億とか、それがもしかするとあと1億乗るかもしれない、プラスになるかもしれないという大きな財源なわけですから、いいことなのですけれども、その辺のことについてはもう少し詳細にというか、詳しく周知、我々議員に対しても理由とかというのを説明する必要があるのではないかな、金額の割合が非常に大きいですから、そういうつもりでお聞きしたのですけれども、なぜこのタイミングなのかということについてはお答えいただけるのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時25分）



（開議 午前11時26分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（税務課長）申し訳ありません。前回のたばこ税のほうの改正のほうが平成30年ということで、その時点では加熱式たばこの葉たばこ溶液の重量が0.4グラムを紙巻きたばこ0.5本に換算するというふうな改正をさせていただいたのですが、現在たばこ会社等の技術革新等も進みまして、実際葉たばこですとか溶液の重量が、この0.4というふうな基準よりも少ない容量で満足感等が得られるというような状況になっておりますので、実勢に合わせて今回見直しのほうをさせていただくということかなというふうに思っております。

以上です。

（金澤）それでは、議案第59号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例に

ついて、この中で私のほうからはたばこ税について質問させてもらいます。

たばこ税ですけれども、加熱式たばこの課税標準が紙巻きたばこの本数換算方法を重量と価格の転換から重量のみというふうにするのだよというお話でございますが、具体的な内容はどうか、また加熱式たばこの課税標準はどうなるのか、まとめて答弁いただければと思うのですが。

（税務課長）加熱式たばこの課税標準の具体的な内容ですが、現行の課税標準は重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算して算出しており、重量の要素では、葉たばこ、溶液の重量0.4グラムを紙巻きたばこ0.5本に換算し、価格の要素では、紙巻きたばこ1本当たりの平均小売価格で紙巻きたばこ0.5本に換算しております。改正後の課税標準につきましては、重量のみで換算する方法に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する仕組みとなります。

具体的には、紙その他これに類する材料のもので巻いたスティック型の加熱式たばこでは、加熱式たばこの重量の0.35グラムをもって紙巻きたばこの1本に換算するもので、1本当たりの重量が0.35グラム未満のものについては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻きたばこの1本に換算するものです。また、スティック型以外の加熱式たばこでは、加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻きたばこの1本に換算するもので、1箱当たりの重量が4グラム未満のものについては、1箱をもって紙巻きたばこ20本に換算するものです。

次に、加熱式たばこの課税標準はどのようになるのかですが、当該改正は激変緩和の観点から令和8年4月1日と令和8年10月1日の2段階で実施するものであり、令和8年4月1日以降の課税標準は現行の換算本数に0.5を乗じた本数と、改正後の換算本数に0.5を乗じた本数の合計数とし、令和8年10月1日以降の課税標準は改正後の換算本数とするものです。

最後に、税制面の影響でございませうけれども、2段階の引上げにより、最終的には1本当たり2円から5円上がると見込まれておりますので、本市の売上本数から試算しますと5,000万円から1億3,000万円ほど増加

するというふうに考えております。

以上です。

（金澤）今るるご説明いただきましてありがとうございます。そもそもこの加熱式たばこの見直しは今回始まったわけではなくて、加熱式たばこの紙巻きたばこの本数の換算の見直しというのは、私調べると平成30年10月1日から、いわゆる激変緩和措置の観点から段階的に見直しをしてきているのではないかと思うのですけれども、そういう解釈でいいのですよね。

（税務課長）おっしゃるとおりです。

（金澤）だから、調べると、平成30年10月1日が第1段階として、令和4年の10月1日が5段階目に入っていて、今回が緩和措置を直して率的には1.0になると、同等になるというふうに解釈しているのですが、その内容でよろしいのですよね。

（税務課長）おっしゃるとおりです。

（金澤）そうした場合に、この経過措置のときと、紙たばこと加熱式たばこ、鴻巣市の場合の販売個数云々というのはどのような形になっているのですか。分かりますか。

（税務課長）具体的な本数というのはちょっと把握はしておらないのですが、日本たばこ協会の資料によりますと、令和5年度における国内販売全体に占める加熱式たばこの割合は約39.2%となっておりますので、本市の令和5年度の売上本数が9,083万8,273本、売上本数となっておりますので、そのうちの約39.2%ということで申し上げますと3,560万8,603本が加熱式たばこの本数というふうになっております。

以上です。

（金澤）そうすると、確認なのですが、この課税標準の見直しによりまして、たばこ税の中の本市に入っている利益というのかな、それは変化があるのですか。

（税務課長）こちらは、加熱式たばこのほうの見直しによりまして、5,000万円から1億3,000万円ほど市税、市たばこ税のほうが増加するというふうに考えております。

（小泉）たばこ税の件なのですけれども、5,000万から1億3,000万税収が上がるということで、加熱式たばこの消費者側としては、その分値段が上がるということによろしいのですか。

（税務課長）1箱当たり最終的には40円から100円ぐらい上がってくるのかなというふうに考えております。

（小泉）そうすると、紙巻きたばこはそのままということによろしいのでしょうか。あと、そのほかに葉巻とか、きせるとか、パイプとかの自分で巻きたばことか、その辺のたばこ税はそのまんまということによろしいのでしょうか。

（税務課長）今回は加熱式たばこの件ということで認識しております。以上です。

（金子）続いて、やはりたばこのことでございますけれども、税収アップということで予想はされるのですけれども、消費者にしてみれば、またアップかよということでございますけれども、税収としてはアップするといっても需要がなくては困りますので、これの推移ということで、今までの流れということで状況をちょっと分かりましたら説明願います。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時36分）

_____ ◇ _____

（開議 午前11時37分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（税務課長）そうしましたら、たばこの売上本数でちょっと説明をさせていただきたいと思うのですが、平成25年が売上本数のほうが1億3,171万4,121本、対しまして令和5年度が9,083万8,273本ということで、比較をしますと大分売上本数自体は落ちてきているのかなというふうには考えております。

以上です。

（金子）今の説明なのですけれども、お答えですけれども、これ紙巻きたばこ。これも加熱式たばことか、私たばこ吸ったことないので分から

ないのですけれども、加熱式たばことか、それもこの本数に当てはめるということでよろしいわけですね。そうすると、平成25年に比べると、令和5年度というのは結構減っているなということで、けれども今回の改定とかもあれば、税収としては、その改定の後、5,000万から1億ぐらいということで増える要素ができるということで、ある程度この数字を基にして、令和5年度あたりの数字を基にして換算するとそうなるということで解釈でよろしいでしょうか。

（税務課長）金子委員おっしゃるとおり、令和5年の本数等から1本当たりの値上げ等を計算しますと、先ほど申し上げた5,000万から1億3,000万ぐらいの増収になるのかなというふうな予想をしております。以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第59号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 46 分)

(開議 午後 1 時 01 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第63号についての質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第63号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 01 分)

(開議 午後 1 時 07 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議請第1号 国に対し「インボイス制度を廃止することを求める意見書」の提出を求める請願書について、紹介議員の説明を求めます。

（諏訪）では、請願書を読み上げて説明をさせていただきます。

国に対し「インボイス制度を廃止することを求める意見書」の提出を求める請願書。請願者、住所、郵便番号364―0013、埼玉県北本市中丸3―146―5。団体名、桶川北本民主商工会、代表者、竹林昌平。もうお一方が、住所、郵便番号364―0025、埼玉県北本市石戸宿1―217―2。団体名、埼玉土建一般労働組合中部支部、代表者、對馬一美。紹介議員、西尾綾子議員、竹田悦子議員、そして私、諏訪三津枝です。

請願理由。原油価格、原材料の高騰と急激な円安による物価高騰が国民生活に大きな打撃を与えています。値上げは、食品をはじめ、外食、日用品、家電、公共料金などあらゆるものに及び、また労働者の実質賃金は減り続け、物価だけが上がるという最悪の状況です。

経済対策として世界では多くの国や地域が付加価値税（消費税）の税率を引き下げており、日本も消費税の見直しに踏み出すべきです。

消費税のインボイス制度が、小規模事業主、フリーランス、俳優・声優、アニメーターなど幅広い人たちから導入反対の声が上がる中、一昨年10月1日開始されました。

この間、インボイス未登録事業者への取引停止や値引き、代金（P.47「代金の消費税分の」に発言訂正）の不払いも発生しています。こうした行為は独占禁止法等の違反となり許されませんが、元請に対して弱い立場にある下請事業者は声を上げられず我慢するという現状もあります。景気が戻らない中、過大な事務負担や納税を迫られ、廃業を考えているという事業者も出てきています。

インボイスを事業者に過度な負担を与える制度として、埼玉県12月議会では適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書が、佐賀県3月議会では適格請求書等保存方式（インボイス制度）の見直しを求める意見書がそれぞれ可決されています。県内市町村の3月議会においても、12の自治体で採択され、9の自治体から国に意見書が提出されています。

小規模事業者の経営の持続化や地域経済の活性化の重要性を考えると、インボイス制度そのものを廃止することが最良であると言わざるを得ま

せん。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与えるインボイス制度を廃止することを強く求めます。

よって、地方自治法第99条の規定に基づき、インボイス制度廃止の意見書を国に対して提出することを求めます。

請願事項。インボイス制度を廃止することを求める意見書を国に提出してください。

以上です。

発言の訂正をお願いいたします。中段の「取引停止や値引き、代金の不払いも」と発言いたしましたが、この「代金の」というところに「消費税分の」という文言を入れていただけますよう、よろしくをお願いいたします。

（委員長）ただいまの発言の訂正につきましてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（矢島）では、議請第1号について質疑をさせていただきます。

初めに、インボイス制度を導入している国、世界に目を向けた場合に、導入している国は世界で何か国ぐらいあるのか。例えばOECD加盟国では何か国ぐらいの国で導入しているのか。また、どうしてそれだけの国がインボイス制度を導入していると考えているのか、見解を伺います。

（諏訪）世界の国と地域ということでインボイス制度が導入されているかと思いますが、全体は、ちょっと申し訳ありません、分からないのですが、現在この世界の国、地域において、約110のところでいわゆる消費税の値下げをしている、付加価値税の値下げをしているという情報はあります。OECD加盟国、38か国ですが、このうちの37か国が導入をしているということです。導入していないのはアメリカです。

どうしてそれだけの国がインボイス制度を導入しているのかなののですが、もともと税制度が始まったときにそれぞれの国がほとんどインボイスを使っているということのようなのです。日本はなぜかという

ことだと、日本はもともと帳簿方式を使って税の管理をしていたという、そういった歴史があるわけなのですが、中曽根内閣のときに売上税というのが出てきまして、そのときにもインボイス制度というのは反対があつて、全くそこには触れられなかったということもあります。

あと、日本はもともと高価なものに物品税というものがありました。例えば毛皮のコートだとか、それから大型乗用車だとか、そういったところには特別な税制がしかけていたということです。日本はもともとが帳簿方式を取って的確に税が税収として納められていたという、そういった歴史の中でインボイス制度は導入しなかったというふうになっているようです。

以上です。

（矢島）請願理由にもありますとおり、埼玉県議会ではインボイス制度の廃止を、埼玉県議会では廃止を、佐賀県議会ではインボイス制度の見直しを、佐賀県議会では見直しをと、様々な意見があると思うのですが、その中でインボイス制度を廃止しなくても、見直しによって課題の解決が図られるのではないかなと思いますけれども、その見解を伺います。

（諏訪）今回の意見書の請願書を読みましても、もうこれ以上待てないというのが請願者の理由かと思うのです。見直しをして直せるものなのかどうかということ以前に、もう既に廃業を余儀なくされていたり、値引きされていたり、そういった実態があつて、そして営業が、なりわいが成り立っていないということから、もうこれはすぐ廃止をしてほしいのだという、そういう請願となっていると思います。

それで、アンケートが取られていまして、これは東京商工会議所が行った免税事業所からインボイス登録をした事業者宛てのものなのですが、54.9%がもう既に減収となっている。そして、価格交渉を行った事業者は14.4%にとどまっている。そして、そのうち値上げを実現できた事業者は約6割ということで、ほとんどの業者が価格交渉できていないというのが現状というふうにアンケートの結果が出ているということなのです。

そして、令和5年分の確定申告では、課税期間は、今回は始まったばかり

りということで3か月分だけのインボイスの消費税だったのですが、2割特例もあって納税額は少なかったのですが、令和6年分、これから納める1年分のいわゆる消費税というのはその4倍にも当たるだろうという、そういった危機的な状況から廃止を求めるとのことのようです。以上です。

（矢島）OECD加盟国38か国中、アメリカ合衆国は付加価値税、消費税を導入していませんので、全国でインボイス制度を導入していると思うのですがけれども、それも踏まえた上で、請願理由の中で、前段部分において消費税の見直しを主張していらっしゃいます。一方、インボイス制度については廃止を求めていることに矛盾はないのかをまず伺います。消費税制度を存続する中でインボイス制度を廃止して、インボイス制度の最大の目的である、その必要性である益税をなくすことと、それから複数税率への対応が図られるのかどうか、その見解を伺います。

（諏訪）もともとインボイスが始まって、消費税の3%というとき、5%というときは、いわゆる複数税率ではなかったのですが、次の10%になったときに食品は8%という2つの税率が生じたという、これはもう政府の誤りだと思うのですが、その複数税率において税額をきちんと出していないのではないかなというようなことがインボイスのもともとのことかなと思うのですが、消費税が5%、今ちょうど参議院の選挙を前にして各政党が消費税の減額に関してはいろいろな案が出ています。それで、一つは5%に、食品だけゼロ%にだとか、そういったものが出ているのですが、やっぱり複数税率のことを考えると、5%にすれば、複数税率があるからインボイスの制度を始めたという政府の言い分が、これはもうなくなるかなというふうに思うのです。だから、本来消費税の税率が5%に一律になれば、もうインボイス制度もやっていくよという政府の根拠はなくなるなとは思いますが、インボイス制度がまだあるわけですから、これによって実際の事業者の方々がもう既ににっちもさっちもいかない、そういう状況であるというところから、今回の請願に至っているというふうに思います。以上です。

（矢島）主張では確かに危機的状況だと、時間的な余裕ももうないのだと、もう待ったなしなのだ、そういうことでインボイス制度を廃止だと。今の答弁ですと、消費税について、５％に統一したら、最大の目的である一つ、複数税率への対応というのが図られるのではないかなという説明だったのですが、それであれば、どうして消費税の見直しというものを前面に出して意見書として出さなかったのか、インボイス制度が先なのか、卵が先か、鶏が先かの話になってしまうかもしれませんけれども、その辺はどうしてなのか、ご説明いただきたいと思います。

（諏訪）消費税に関しては、国民の約７割の方が下げてほしいということになっています。ただ、これが実際実現できるかどうか、それぞれいろいろな考え方があって、例えば税率に関しても、複数税率が続く可能性もあるわけなので、とにかくインボイス制度そのものが、今提出者は実際に民主商工会、あとは土建さんなのですけれども、特に小さな規模の事業者が多いわけです。それと、土建さんに関しては、一人親方のいわゆる事業の方などは、仕事も大変ですけれども、実際に事務、税率をカウントして、いろんなものをそろえて報告するという、そういったことそのものもなかなか一人親方の方ではできなくて、お願いをするというようなことを実際に見聞きしているからこそ、この団体からのインボイス制度の廃止を求める意見書となっているというふうに思います。

そして、何よりも埼玉県議会が全国で先駆けて廃止を求める意見書を提出しています。埼玉県の人口からしても、首都圏の中の一つの県が県議会に上げるということは大変なことだと思うのですが、それにやはり応援するという気持ちもあって、鴻巣市議会からもインボイス制度廃止の意見書が出るとさらに強まるのではないかと、そういう時期的なものもあると思います。

以上です。

（矢島）質問の仕方が前後してしまうかもしれないのですが、請願理由の前段部分で消費税の見直しに踏み出せという主張だったのですが、なぜここで消費税の見直しについての具体的な内容について触れなかったのか、そのところを最後にお聞かせいただきたいと思い

ます。

（諏訪）消費税の見直しに関しては、今ちょうど選挙を目前にして、それぞれの政党の公約、また消費税を下げたときの財源どうするのだというようなことも含めて、なかなか一つにならない可能性もあるわけです。実現可能なところからインボイスを廃止というところに着眼したと私は思います。

以上です。

（金子）では、重複するところもあるかと思うのですけれども、ちょっとお聞きいたします。

今回の請願でございますけれども、先ほどの話の中でもありましたけれども、このインボイス制度、これを表題のとおり廃止と、修正ではないということで、その中の文章の中でも埼玉県議会と佐賀県議会とか出ていますけれども、それは廃止と修正と。2つのことを出していると。その中でも廃止ということで、それを主張する理由ということで、ちょっと。それと、ここになぜ県議会、先駆けとして埼玉県議会を出したのでしょうけれども、何かちょっと、先進的にこういうところがやっているから君たちもやりなさいよということで、そういうふうな文面にも捉えられかねないかなと思ったのですけれども、その趣旨等をちょっとお伺いいたします。

（諏訪）やはりこういった運動をしていく上では、先進的な運動の実績というのは非常に、主張する人としてはやはり大きなはずみになるかなと思います。埼玉県議会がやはり全国に先駆けて提出をしたというところでは、それだけ多くの方がインボイス制度で困っているのだという、そういうことだと思うのです。ですので、あとは県内の様々な自治体でも既に廃止を求める請願書が採択されています。実際に出されているわけなのですけれども、ほかのインボイスで困っていない人は、はっきり言っていないのではないかなと思うのです。僅か2,600億円だったと思うのですが、新たなインボイス制度で受ける税収、ですのでそんな、そんなのと言っては失礼なのですけれども、それだけのために多くの事業者が泣いていると。そこがやっぱり一番この請願者の、そういった泣いて

いる事業者からの声をやはり請願という形で出したいということです。そして、出すことによって、鴻巣市議会で採択されることによって、ほかの自治体のところにも大きくやはり、一緒にやりましょうという気持ちにさせてもらえるのではないかと。そして、やっぱり国民の7割が消費税下げてよと言っている中でのインボイス制度そのものをなくしていくというのは大きな励みになると私は思います。

以上です。

（金子）分かりました。そもそも本来、インボイス制度を導入したということで、これは何のために導入したかとなれば、大きく分けて複数税率の消費税額を正確に把握するため、また消費税に関する不正やミスの防止というものがやはり主な導入目的ということでございますけれども、そこから見ると、これを廃止していくと。そうすると、廃止となるとそれに代わるものをつくらなくてはならないという観点からすると、修正ならまだしも、廃止となると、それに代わる何か制度としてのものを考えた上でというふうな文章がないのです。ですから、そういうものは何か考えていらっしゃるのかどうかという点をちょっとお聞きいたします。

（諏訪）新たにこのインボイスで適格証明書を発行してもらった事業者が納めた全国の税収というのが2,500億円と言われています。日本の予算からすれば、はっきり言って僅かなのではないの、税収の中では僅かではないでしょうかと思っているのです。それで、だからといって、では何で穴埋めするのということになった場合には、やはりこの間、消費税、もう38年になるのでしょうか。この間、消費税、社会保障のためと言われて納めてきたのですけれども、社会保障のために使われたのはほんの僅かということが鴻巣市の予算の編成を見ても明らかです。（P.53 発言訂正あり）そして、日本全体の中でも社会保障のためには本当に僅かしか使われていないということ。そして、ではどこにその納めた消費税が行ったのかというところが大きな課題になるかと思うのですけれども、この間、大企業がやはり内部留保、最初280兆円ぐらいだったのが今500兆円、2倍以上、ためこんでいるわけです。というようなところと、あと

やはり所得１億円以上だとか言われる大富豪、もっと富豪というのはたくさんなのかもしれませんが、そういったところの税率を下げています。その税率を下げたのを少し元へ戻す、正す、担税能力のあるところにきちんと税率をかける、それがやはり正しい税の在り方だと思うわけです。ですので、インボイスなくして事業者が本当に潤う、僅か、僅かと言ったら失礼ですが、年収というのですか、売上げで１,０００万以下です、事業者。今回のインボイスは。１,０００万以下の人たち。それでいろんなもの、経費払ったら、もう自分たちの生活、本当にもうなけなし。赤字でも納めなければならないのが消費税なわけで、本当に大変な中、日本の経済をちゃんと維持していく、鴻巣もシャッター通りをなくしていく一つの方策になるかと思いますので、やはりインボイス制度をなくしていくということにまずは先駆ける。その後、消費税は、やはりこれは正しくない税収だと思いますので、正していくということが必要になってくると思います。

以上です。

（委員長）諏訪議員に申し上げます。

ただいま答弁の中で消費税につきましての言及がありました。その中で、社会保障の中でもこの消費税が社会保障に使われているのは鴻巣市においてもほんの僅かであるということが明らかであると言い切っておられましたが、これはこの文章そのままでもよろしいのですか。

（諏訪）はい。私、今日ちょっと予算書の参考資料を見えています。この中で明らかになっています。地方消費税交付金入っています。社会保障に使っているのはその半分なのです。これは、ですから言い切っていいよと私は思っています。

（委員長）諏訪議員に申し上げます。

諏訪議員、言い切っておられましたが、これは諏訪議員個人の見解であるというふうに言うことが正しいかと思いますが、いかがですか。

（諏訪）はい、見解であるということに直してください。

（委員長）ただいまの訂正につきましてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

続けます。

（金子） それでは、今回請願出された団体ですけれども、桶川北本民主商工会さんとかですけれども、言ってみれば、私の聞いたところとってはあれなのですけれども、埼玉県議会あたりでは、いろんな団体からやはりこれについて異論とか、いろいろ要望とかあって、それについて当案として請願ということを出されたということを知ったのですけれども、そうすると例えばほかの商工会とかそういうふうな、ここは今回は民生とか土木の団体ですけれども、ほかのところの動きというのは、そういうふうなのを合同でということで、一つの方向づけとして考えられたことはないのでしょうか。あくまでもここの団体だけということで捉えてよろしいのでしょうか。

（諏訪） 多くのいろんな団体があると思いますが、今回はこの２団体だけが折り合いがついて、請願書の提出をしてほしいということで依頼がありました。鴻巣も商工会さんありますけれども、残念ながら商工会さんのほうとのやり取りはありません。

以上です。

（金澤） この議請について、ちょっと確認をさせてください。
請願理由の中で、インボイスのこの制度が一昨年の10月1日に開始されたと。かなりもう時間過ぎていますよね。理由が原油の価格や原材料の高騰、また円安等の物価高騰という形でうたっているのだけれども、今実際どうなのといったら、それ以上の状況になっていると思うのだ。今回、参議院の選挙等もあると思うのだけれども、結局物価高云々が最優先の課題になってきているという状況の中で、当然野党のほうも消費税の見直し、また食料品部分だけはゼロにしろとか、いろんなご意見があります。そうすると、今ここで消費税のインボイスの制度だけを見直すと、これは私はどうかなというところがあるのです。やはりもうちょっと、全体的な物価高騰の施策云々をこれから政府のほうでもやりますよという状況の中で、その中で消費税をどうするのだとか、消費税に絡めてインボイスはどうするのだとかという発想が出るのであって、今ここでこれを話しても何か、もうちょっと待ってくださいよぐらいな形にな

ってしまうのではないかというふうに思いますが、どうしてもここで出さざるを得ないのですか。そこだけ確認します。

（諏訪）緊急性を要しているというのが今回の請願書の理由だと思います。というのは、既に廃業に陥るようなところもあるというところなので。

今回請願者となっている団体は、多くの事業者の相談を受けたりしているところでございます。やはり鴻巣の事業者もいらっしゃいますし、近隣の事業者もたくさんいるというところで、やはり私たち地域経済を守るのだという、そういったところでこの請願書を提出することでたくさんの請願書が集まれば、意見書が集まれば、国のほうに大きく影響を与えられるのではないかと、もちろん与えなくてはならないというのが実情だと思います。やはり待ったなしという、そういう状況の中で請願をしているということだと思います。

以上です。

（小泉）1,000万以下の益税というのですか、益税については、諏訪議員はどのようにお考えなのでしょうか。

（諏訪）インボイス、消費税の件ですけれども、これは事業者の方からお聞きしましたが、要するに売上げに対しての税金だということなのです。ですから、売上げというのは、仕入れて、そして売り上げてということで、そこで消費税の発生があるのですけれども、仕入れの段階でもう既に消費税払っているわけです、事業者は。そして、それを売買することで消費税がまた、預かるというのは変なのですが、入ります。その中で益税ではないというのはもう明らかになっています。仕入れのときの消費税から売り上げたときの消費税は引いて、それを消費税として納めるというのがインボイスの制度ですよね。そのようになりますので、益税ではないというのは、これはもう既に裁判を起こされているのですけれども、裁判の中でもはっきりと益税ではないということが言われています。

以上です。

（小泉）ちょっと私が調べた中での益税という言葉を使いましたけれど

も、売上げが1,000万以下の団体、フリーランスとか一人親方とかという部分の中では、納めなくていい部分、売上げとして、その部分は、その部分も消費税という部分で税金という部分なのかなというふうに私は思うのです。個人的には思うのですけれども、その部分を納める必要がないという考えでいるのか、それとも納める必要があるのかどうかという、その部分ちょっと伺っていいですか。

（諏訪）現在のインボイス制度では、1,000万円以下の事業者においても売上げに関しての消費税は納めるというふうになっています。それは、赤字であっても、全体的に売上げがあって、必要経費いろいろ引いて利益が出ていなくても、消費税として売上げに対して消費税を納めているというのがインボイス制度です。

（小泉）何かあまり答弁になっていないのですけれども。

あと、これから、今政府がやっているインボイス制度について、D Xのデジタルトランスフォーメーションという今時代の中で、デジタルインボイスというのですか、電子インボイスとかという部分の言い方をして、私の知り合いなんかに聞いてみたのですけれども、そうすると何かを導入するにはやっぱり汗をかかなければいけない。私たちがタブレットを議会に導入するときも、分からないよというところから始まって、いろいろ汗かいた部分はあると思うのですけれども、その中でやっぱり業務、確定申告の業務というのですか、その部分はやっぱりデジタル化ができて、今まで手書きでやってきたものをデジタル、パソコンとかでやり取りができるから楽になったよという意見があるのですけれども、その辺のD Xの時代にのっとってやっているのかなと私は捉えているのですけれども、その辺の認識はどのように考えていますか。

（諏訪）今回、請願者とお話をいたしました。その中では、やはり事業主の方々、高齢になったりする中で、なかなかデジタルトランスフォーメーションを使いこなせないというところはあるというふうには伺っています。ですので、こういった団体に税の申告のご相談をされたり、一緒に計算をしてみたりというようなことになっているというふうに伺っています。

（小泉）あと最後に、この意見書、廃止することを求める意見書について、見直しを求める意見書というのを文章の中に入れているのですけれども、それを入れた理由というのは。見直しと廃止、この違いというのですか、その辺の……中段ぐらいのところなののですけれども、見直しをすると。やっぱり見直しをするのと廃止をするというのは全然違うことだと思うのですけれども、それを導入する、文章の中に入れた理由は何でしょうか。

（諏訪）ただいまのご質問の見直しを求める、これは佐賀県の県議会が出している意見書が見直しを求めるということで、そのまま引用しているかと思うのですけれども。

以上です。

（小泉）その見直しをする内容は把握しているのでしょうか。

（諏訪）この佐賀県の意見書の見直しに関して、何をどう見直すかという具体的なものは伺っていません。

以上です。

（小泉）そうすると、何を見直すかも分かっていないのに、この廃止をする。廃止ということは、1かゼロかって、やっぱりゼロにするということだと思うのですけれども、見直しというのは1を、1という表現はおかしいかもしれないのですけれども、0.8にするとかという部分なののですけれども、その辺の文言というのですか、1かゼロかといえば、ゼロにしたいことを求める意見書だと思うのです。それで、何かこの見直しを求める意見書を導入するのはどうかなと思うのですけれども、その辺の、それを知らずに入れたという理由は、同じ認識でいるのか、見直しをすることと廃止をすることが諏訪議員の中では同じ認識でいるのか伺います。

（諏訪）見直しと廃止は全く、次元が違うというところまではいかないと思いますが、この内容を私存じ上げていないので、そこまでは言い切れませんが、かなり開きがあるかなというふうには感じてはいます。ですので、今回の廃止そのもの、インボイス制度そのものがよくないのだということで廃止を求めているということに私は考えています。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（金子）それでは、議請第1号 国に対し「インボイス制度を廃止することを求める意見書」の提出を求める請願書につきまして、これにつきまして反対の立場から討論いたします。

これにつきまして、インボイス制度ということで、昨年の10月から適格請求書等保存方式、インボイス制度が導入されましたけれども、これは事業者間の取引の消費税額を正確に把握して、より公平な税制の実現をすることが狙いであります。つまり売上げにかかる税額と仕入れにかかる税額が明確になりました。税の公平性から見ると、とても重要なことだと思います。

そして、インボイス制度の導入の何のためと、導入したのは何のためかということで考えますと、先ほど私のほうからちょっと意見も言いましたけれども、複数税率の消費税額の正確を把握するため、また消費税に関する不正やミス防止という観点からも、非常にこの導入について重要視されるものでございます。そして、国においては、インボイス制度に対応した企業に対しても、やはり会計ソフトや受注ソフトとか、導入するための補助をしたり、補助制度や、また事業者の立場に立ったきめ細やかな周知方法、広報や、インボイスの記載不備を未然に防ぐためのチェックシートの作成とか周知とかもきめ細やかに行っているところでございます。

そのような観点から、この制度が請願者のように廃止というふうな制度になりますと、これは1年以上も今わたって定着しているわけでございますけれども、ここで一転して廃止ということになると混乱を来す可能性もあります。ましてや、廃止となると、廃止する、混乱を来す可能性もありますし、修正が望むところではございますけれども、廃止ではな

くて、もう一度丁寧に現場の声を聞きながら改善を求めていくべきではないかと考えます。よって、この請願書については反対ということで討論させていただきます。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（坂本）議請第1号 国に対し「インボイス制度を廃止することを求める意見書」の提出を求める請願書に反対の立場で討論いたします。

まず初めに、インボイス制度は税制の公平性を確保するために不可欠です。これまでの制度では、売上げが1,000万円以下の免税事業者は消費税を納める義務がないにもかかわらず、請求書に消費税分を含めて取引することができました。つまり、消費税を預かっているのに納めなくてもよいという状態が生じていたのです。これは、課税事業者との間に不公平な競争環境を生む原因となっていました。インボイス制度によって消費税を納める人と納めない人が明確になり、全ての事業者がルールに基づいた公正な形で競争できるようになります。

次に、インボイス制度は税の透明性と制度全体の信頼性を高める効果があります。誰がどれだけ消費税を納めているのかを可視化することにより、企業間取引の透明性が向上し、帳簿や請求書の信頼性も強化されます。また、架空取引や水増し請求などの不正な税務処理を防止する仕組みにもなり、結果として社会全体の納税意識と税制度への信頼を高めることにつながります。

最後に、インボイス制度は、中長期的に見て、経済の健全化と中小企業の成長支援にもつながります。確かに小規模事業者にとっては一定の事務負担や税負担が発生しますが、政府の2割特例やIT導入補助金、相談窓口の設置など、段階的な移行支援策を講じています。これらを活用しながら制度に適応していくことで事業の信頼性や取引の安定性が増し、将来的にはより多くの取引機会の獲得や事業の成長が期待できます。以上の理由から、インボイス制度は単なる税務の改革ではなく、健全で公正な市場環境を整備するための重要な一歩であると考えます。短期的

な負担にばかり目を向けるのではなく、長期的な視点から制度の意義を評価し、積極的に対応していくべきです。

以上、反対討論といたします。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議請第1号 国に対し「インボイス制度を廃止することを求める意見書」の提出を求める請願書について、採択すべきものに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手なし）

（委員長）挙手なしであります。

よって、議請第1号は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時50分）

（開議 午後1時53分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、所管事務調査についてお諮りいたします。SDGs未来都市の本市の現状及び今後の方向性に係る調査及び研究について、所管事務調査の調査案件としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

（委員長）ご異議なしと認めます。

よって、SDGs未来都市の本市の現状及び今後の方向性に係る調査及び研究について、所管事務調査の調査案件とすることに決定しました。次に、ただいま決定されました所管事務調査の特定事件について、十分な調査及び研究を行うため、閉会中の継続審査としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

（委員長）ご異議なしと認めます。

よって、所管事務調査の特定事件について、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

（閉会　午後 1 時 5 4 分）